

町田市立町田第二中学校P T A会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、町田第二中学校P T Aと称し、事務所を町田市南大谷 1 3 2 7 町田第二中学校内におく。
- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域における生徒の健全な育成をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動及び事業を行う。
- 1、よい保護者、よい教師となるよう努力する。
 - 2、家庭と学校との緊密な連携によって生徒の心身ともに健全な育成をはかる。
 - 3、学校と地域社会の教育環境をよくする。
- 第 4 条 この会は次の方針に従う。
- 1、この会の目的以外の個人又は団体の干渉を受けず、またその支持もしない。
 - 2、学校教育およびその運営について協力し、学校の管理、人事については干渉しない。
 - 3、この会は活動において各種法令・条例を順守する。
 - 4、この会は設置及び所属に法的根拠・義務のない任意団体とする。
 - 5、この会の活動で得られる利益は、本校に在籍する全生徒へ等しく還元する。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員は次の通りとする。
- 1、本校に在籍する生徒の保護者とする。(以下Pとする。)
 - 2、本校に勤務する教職員とする。(以下Tとする。)
 - 3、この会の会員はこの会の方針及び趣旨に賛同する者で構成される。
 - 4、この会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出することでこの会の会員となることができる。
 - 5、この会の会員は所定の退会届を提出することでいつでもこの会を退会することができる。
 - 6、退会者が再びこの会へ入会することは妨げないものとする。
- 第 6 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 3 章 会 計

- 第 7 条 この会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第 8 条 この会の会費は1世帯につき年額1,500円とし、納入は一括払いとする。但し、特別の事情があるときは減免することができる。納入時期は5月下旬から6月初旬を基本とし、納入期日は担当役員であるところの会計が定める。
- 第 9 条 この会の会計は総会によって議決された予算に基づいて行われ、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第 10 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、その承認を経なければならない。

第 4 章 役 員 ・ 委 員 ・ 会 計 監 査

第 1 1 条 この会に次の役員・委員・会計監査をおく。その任期は1ヶ年とする

1、役員

- ① 代表 3名 (P 3名)
- ② 副代表 1名 (T 1名)
- ③ 総務 9～13名 (P 8～12名 T 1名)
- ④ 書記 7名 (P 6名 T 1名)
- ⑤ 会計 3名 (P 2名 T 1名)

2、委員

- ① 地区委員 (各出身小学校より青少健原町田地区委員P 6名、
青少健町田東地区委員P 4名)
- ② 地区委員代表 (各地区委員よりP 正各1名副各1名)
- ③ 卒業対策委員 (3学年よりP 6～8名)
- ④ 卒業対策委員長 (卒業対策委員よりP 正1名副2名)

3、会計監査 (P 2名 T 1名)

第 1 2 条 役員は、立候補および抽選により選出され、総会の承認を受けるものとする。

第 1 3 条 原町田地区委員は、町田第二小学校出身者より(青少年健全育成委員3名・ふるさとの森委員3名) P 6名を選出し、互選により各委員より委員長正1名副1名を選出する。

第 1 4 条 町田東地区委員は、町田第六小学校および高ヶ坂小学校出身者よりP 4名を選出する。互選により各委員より委員長正1名副1名を選出する。

第 1 5 条 教職員の役員および委員の選出は学校側に一任する。

第 1 6 条 役員、委員、会計監査の任務は次の通りとする。

1、役員

- ① 代表 この会を代表で連携し、責任と業務を分担して活動する。
- ② 副代表 代表と共に会の運営に携わる。
- ③ 総務 この会の活動管理、会議の招集運営および各種活動の企画運営を行う。
- ④ 書記 総会、運営委員会、役員会の議事並びに重要事項を記録し、処理および会員相互の連携を図るための広報活動を行う。
- ⑤ 会計 この会の会計事務を処理する。

2、委員

- ① 地区委員 町田市青少年健全育成 各地区委員に所属、地域行事へ参加する。
- ② 地区委員代表 各地区委員を代表し、各地区委員関係事業の運営にあたる。
- ③ 卒業対策委員 卒業記念品など卒業に関することを企画する。
- ④ 卒業対策委員長 卒業対策委員会を代表し、その運営にあたる。

3、会計監査

この会の会計を監査し、定期総会においてその結果を報告する。尚、会計監査の内P 2名については、原則として前年度会計、もしくは前年度本部役員があたる。また、運営委員会に関わらない会員からの選出を原則とし、総会の承認を受けるものとする。

第 5 章 機 関

第 1 7 条 この会には次の機関をおく。

総会、運営委員会、役員会、予算委員会。

第 1 節 総 会

第 1 8 条 総会はこの会の最高決議機関で全会員をもって構成する。

- 1、定期総会は原則として毎年年度はじめに開催する。
- 2、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要請があったとき、代表は1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

第19条 定期総会は次の事業を行う。

- 1、前年度の事業ならびに決算報告の審議、承認。
- 2、役員、会計監査の承認及び就任。
- 3、新年度事業計画及び予算の審議、承認。
- 4、その他総会において審議、承認を必要とする事項。

第20条 総会の日時、場所、議題は、7日前までに全会員に通知する。

第21条 総会の成立定数は、全会員(世帯単位)の3分の1以上とし、委任状を認める。
議決は出席会員の過半数の賛成により決定し、議長は互選とする。

第2節 運営委員会

第22条 運営委員会はこの会の運営機関で会長が招集する。

第23条 運営委員は、役員、卒業対策委員、青少年健全育成地区委員の各代表をもって構成する。但し、本条に掲げる運営委員会の構成員を兼任することはできない。

第24条 運営委員会は、会の運営に必要な事項およびその会の会議に提出する議案の作成にあたるほか、緊急事項に対するための必要な決定をする。

第25条 運営委員会において次のことを決定する。

- 1、本部役員の選出方法
- 2、サポーターの人数およびその選出方法

第3節 役員会

第26条 役員会は役員をもって構成し議題の整理にあたるほか、緊急事項を処理する。

第27条 役員会は必要に応じて、各委員長の出席を求めることができる。

第4節 卒業対策委員会

第28条 卒業対策委員会は3学年のP会員をもって構成し、卒業記念に関する諸活動を行う。

第5節 予算委員会

第29条 予算委員会は次年度予算(案)を作成する。

第6章 付 則

第30条 学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第31条 役員、会計監査、委員に欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充する。

第32条 役員任期は1年とするが、再選等を妨げない。但し、Tの場合はこの限りではない。

第33条 会則改正は総会の議決を経なければならない。

第34条 この会の運営に関し必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会で決めることができる。

第35条 この会則は昭和56年5月7日より実施する。

昭和58年5月10日一部改正

昭和63年5月14日一部改正

平成5年5月15日一部改正

平成6年5月28日一部改正

平成7年5月20日一部改正

平成11年5月17日一部改正
平成12年5月20日一部改正
平成13年5月19日一部改正
平成20年5月09日一部改正
平成24年5月11日一部改正
令和元年5月13日一部改正
令和3年12月23日一部改正
令和4年5月20日一部改正

町田市立町田第二中学校PTA細則

この細則は本会の運営上必要な細目について規定する。

1、会計に関する事項

- ① 会計は、総会で承認された予算に基づいて行われるべきであるが、流用を必要とする場合には、運営委員会の承認を経なければならない。また、各部の予算は、原則としてPTAのために運用されるべきであるが、必要と認められる場合には、道徳的な運用を基本として各部正副部長に一任する。
- ② 会の現金は銀行に預金することを原則とする。但し、必要に応じ若干の現金を保管することができる。
- ③ 会計は正確を期するために下記の帳簿を備え付けるものとする。
会費徴収原簿、歳入出原簿、証書綴り、備品台帳、その他必要と認める帳簿。
- ④ 経理事務には所定の様式の用紙を用いるものとする。
- ⑤ 会員の中途入会・退会について、月割計算をもとに別途予め定めた額と手順に従い、一括徴収・一括返還する。

2、慶弔及び病気、事故、災害見舞に関する事項

① 弔事に冠する事項

生徒、会員、教職員家族、その他PTA対外的関係者において該当事項が生じた場合には、下に掲げる弔慰金等を供え、会長またはその代理者が弔意を表するものとする。

- *生徒死亡の場合 5,000円
- *会員死亡の場合 5,000円
- *教職員及びその家族(1親等)死亡の場合 5,000円
- *対外的な場合には会長は役員にはかり臨機の処置を行うものとする。

② 慶事に関する事項

- *教職員の結婚 5,000円

③ 病気、事故、災害見舞に関する事項

生徒、会員、教職員家族、その他PTA対外的関係者において該当事項が生じた場合には、会長は役員にはかり臨機の処置を行うものとする。

3、教職員の転退職に関する事項

記念品を贈るものとする。

4、委員選考に関する事項

- ① 対外的な団体より役員または委員の派遣を求められた場合、必要があれば運営委員会において審議の上適任者を選考し派遣する。適任者不在の場合には臨機の対応をとる。
- ② 過去に本部役員を遂行した会員は、その子とその子の兄弟姉妹に関して本部役員・委員を永久免除とする。委員及び部活動部部長を遂行した会員は、その子に対してのみ卒業するまで、委員を免除とする。本人が希望する場合はその職に就くことを妨げない。
- ③ 本部役員に役員経験者がいない場合、前年の本部役員から相談役を選出することができる。ただし、

相談役は議決権を保持しない。

この細則の改廃は運営委員会の承認を経なければならない。

この細則は昭和63年度より実施するものとする。

平成11年5月17日一部改正

平成12年5月20日一部改正

平成14年1月18日一部改正

平成15年11月6日一部改正

令和元年5月13日一部改正

令和2年6月19日一部改正

令和3年12月23日一部改正

令和4年3月3日一部改正

令和4年5月20日一部改正